

# ひとづくり

保護司の活動やスポーツを通して将来日本を背負う子ども達をサポートします。



# 富山の自然 ～ 富山の魅力は海、山、川などの自然の豊かさ ～

富山県は水難事故は全国最多!今年の4月に富山県ライフセービング協会を立ち上げ、水辺の悲しい事故を減らすと共に魅力ある富山の自然を最大限に活かすため啓発を行ってまいります。



一昨年、昨年とコロナの蔓延により後援会活動は制限を余儀なくされ皆様とお会いする時間は大きく減少しましたが、この時間を利用して大学に入学し学び直しを行っております。子ども食堂もお邪魔します。



# 地方創生に全力投球!

# しやがわ智也

2022年  
08

# 市政報告

令和4年8月発行



暑い日が続いておりますが、みなさまいかがお過ごしですか?  
 「功の成るは成るの日に成るに非ず／けれど必ず由って起こる所あり」これは『管仲論』にある言葉で、事が成功するのはその日に突然成功するのではない、必ずそれに先だつてその成功をもたらす原因があるのだ、ということです。  
 続いて「禍の作るは作るの日に作らず／また必ず由って兆す所あり」は、禍が起こるのもまた、その日になって急に起こるのではなく、必ず禍が起こる予兆があつて起こるのだというものです。  
 近時、リーダーの役割は、禍が起こる前にその由って兆す所を消し、福の種を蒔いておくことが求められると思います。私たちが将来の国や地域に何が出来るのか、今後ともに向き合つてまいりましょう。





1 ポストコロナの市民生活や経済活動に対応するための地方行政について

Q1 これまでのコロナ禍の対応を通じて、みえた課題は何か

- A1 【藤井市長】いくつかの課題があるが
- ①これまで経験したことがない有事に対応するための危機管理能力が不足していること
  - ②正確かつ迅速な情報発信の方法
  - ③非接触、非対面型での行政サービスの対応
  - ④対面での見守りが必要な高齢者、障害者、ひとり親などの対応
  - ⑤緊急時の病床確保などの課題がみえた



Q2 それらの課題に対し、市を挙げて対応していくべきと考えるが市長はどう考えるか

A2 【藤井市長】総合計画後期基本計画にウィズ・アフターコロナ時代への対応という視点を踏まえ様々な施策を盛り込んだ。また、危機管理能力の課題に対応するため『防災危機管理部』の設置や今年度から情報発信力の強化のため、市長の定例会見を月に1回から2回に増やすことに加え今年度中に富山市のホームページを新しく更新実施する。また、非対面のサービスや非接触の行政サービス提供のため今年度中に『富山市スマートシティ推進ビジョン』を策定する

Q3 コロナ禍が一定の落ち着きをみせる中、今後のイベントの開催方針は

A3 【商工労働部長】全日本チンドンコンクールは令和2年度から3年連続中止、富山まつりは令和2年度から中止となっている。コロナ禍前の令和元年度はチンドンコンクールに10万5千人、富山まつりには19万人が訪れ観光振興や賑わい創出に大きな役割を担っていた。感染対策を徹底した上でイベントを開催できるよう努めてまいりたい



【第58回富山まつりの様子(2018.8)】

POINT チンドンコンクールの出演者や関係者、また、富山まつりのよさこい部門の出演者の多くの皆さんは県外からお越しになられます。これらイベントの開催は富山市にとって大きな経済波及効果が期待されるためコロナ対策に配慮しながらも開催に向けて前のめりを取り組んでもらうことが重要です

Q4 日本をとりまく不安定な経済状況によって経済的負担が市民生活にまでしわ寄ってきている。今年度の当初に引き上げた学校給食の負担を軽減すべきと考えるがどうか

A4 【教育長】今年度当初に食品の値上げや運送費の高騰から6年間据え置いてきた給食費を小中学校で年間5,000円、幼稚園で年間3,500円引き上げた。今年度、国の総合緊急対策による『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金』が学校給食費に補填できるようになったことから子育て世帯に対する経済支援を実施したい

Q5 私立の保育園や認定こども園などに対しても給食費の軽減が必要と考えるがどのように対応するか

A5 【こども家庭部長】今年度の給食で使用する食材の購入費が昨年度の実績を上回る場合、ひとりあたり、月額450円を上限として補助を実施したい。保護者に更なる負担を強いることがなく栄養バランスがとれた給食を提供してもらえるよう認定こども園などに補助したい



【富山市の学校給食】

POINT 充実した給食を提供するのは私たちの責任!

Q6 原油価格高騰にともなう事業者支援を富山市に要望した。公衆浴場への支援を議会に提案した理由は

A6 【環境部長】公衆浴場は、地域のふれあいの場として重要な役割を担っている。公衆衛生法第2条の規定に基づく一般公衆浴場は物価統制令で入浴料金の統制額が指定されていることに加えて、原油高騰により厳しい経営状況となっているため支援したい



【まちの銭湯はコミュニティの源】

Q7 経済対策として『キャッシュレス決済ポイント還元事業』に期待する効果について

A7 【商工労働部長】地域経済を取り巻く環境は大変厳しい。総務省公表4月の消費者物価指数ほか様々な指標において大きな影響が出ている。商工会議所、商工会、金融機関、旅行業、商店街代表者との意見交換では「コロナ禍前の売上が戻らない」「仕入れ価格が高騰している」などの意見が多く、地域経済の厳しい状況は当面続く判断。まずは個人の消費を喚起することが喫緊の課題と考え、小規模事業者をはじめとする中小企業への支援を実施したい。支援対象店舗は大企業の直営店やフランチャイズ店舗を除く市内の事業者へ支援したい

Q8 『キャッシュレス決済ポイント還元事業』における委託料が5億6千万円となっている。この委託料には違和感があるが妥当か?内訳について問う

A8 キャッシュレス決済利用者へのポイント還元分として5億円。その他、利用者の相談窓口やコールセンターの設置費用、キャッシュレス未加盟店舗への支援や広報活動費、事務手数料等で合計6千万を予定している

Q9 富山市内の事業者への経済的な波及効果(費用対効果)をどう見込むか

A9 還元ポイント予算の5億円を全額還元した場合、事業費の約4.5倍となる25億円以上の消費額が期待される。飲食業、小売業、サービス業など幅広い業種に対する支援につながり商業振興や地域経済の活性化が図られるものと考え



POINT 今回のポイント還元事業においても、地域の事業者のみなさんの収益環境を大きく変えられるようなものではありませんが、これをひとつの事業機会と捉えてそれぞれの事業者のみなさんが鋭意工夫を重ねられ本業の収益につなげられることを祈念するものです

## 2 富山市国土強靱化地域計画第2期計画と防災危機管理部の役割について

### Q10 なぜ、今のタイミングで防災危機管理部を設置したのか。またその必要性は何か

**A10** 【防災危機管理部長】近年、激甚化する災害に加えて、今般のコロナウイルス、鳥インフルエンザ、北朝鮮によるミサイル発射など重大な危機事象が全国で発生している。こうした危機事象から安心・安全なまちづくりを一層推進するためには、①平常時から情報を一元的に蓄積し事態発生時には迅速で的確な初動対応ができること、②対策本部設置までの権限を一元化し指揮命令系統の統一化を図り危機事象に円滑に着手ができること、③情報発信の迅速化・的確化を図ることが可能になるなど様々な対応力の強化を図る必要があることから効率的な組織の構築を念頭におきながら、危機管理、防災、防犯、交通安全部門を一元化した防災危機管理部を創設した。富山市国土強靱化地域計画や防災計画に位置づけた施策を実行していく

### Q11 富山市国土強靱化地域計画第2期計画では『立地適正化計画 防災指針』の策定を予定している。富山市らしい広域的な交通ネットワークの整備促進とコンパクトなまちづくりを背景とし、その上で強靱な国土の形成に寄与する指針とすべきと考えるがどうか

**A11** 富山市は水深1,000メートルの富山湾から標高3,000メートル級の北アルプス立山連峰を有し、面積1,241キロ平方メートルという広大な市域の中に神通川や常願寺川をはじめとする世界有数の急流河川や市域の7割を占める森林地帯など多様な地域を有することから、地震、水害、津波、土砂災害、雪害などあらゆる災害リスクを想定した対応が求められる。厳しい行財政環境の中でこれらのリスクに対応するため、デジタル技術を活用し気象や災害情報の発信や共有を推進している。令和3年度から検討をはじめ、災害リスクを検討し令和5年度に**防災指針を記載した立地適正化計画の策定を予定している**



### Q12 県は防災危機管理センターを立ち上げた。必要なリソースの確保や情報共有について密接に連携すべきと考えるが富山市はどのように考えるか

**A12** 本市としてはこれまで以上に緊密な連携を実施することにより災害発生時の被害を最小限にとどめ迅速な復旧・復興につなげていきたい。また平常時においても県や市町村の行政職員のほか、地域住民の防災知識の向上に資するとともに県の防災危機管理センターが地域に開かれた防災拠点となることを望むものである

**POINT** 「天下の大患はその大患たる所以を知らざるにあり」と吉田松蔭が言っています。これは、「日本の大きな災難は、今、自分の国が大きな災難の中にあることを多くの国民が理解していないことだ」というものです。市民とともに様々な視点から危機管理に取り組まなければなりません。施設整備のみにとどまると**市民の行政依存度だけが高くなってしまいます**

### Q13 地域の避難所のあり方について学校再編とあわせて検討していくべきではないか

**A13** 富山市では小学校64ヶ所、中学校25ヶ所として指定避難所として位置づけている。学校施設が取り壊される場合は、近隣の公共施設を中心に避難施設として必要な規模、機能、立地条件を検討しながら新たな避難所の確保に努める

## 3 富山市の居住施策について

### Q14 富山市の空き家数は何軒か

**A14** 【活力都市創造部長】令和2年度に実施した空き家の実地調査で**7,049軒**の空き家を把握している

**POINT** 平成27年の前回調査で5,736軒の空き家が報告されましたが、この**5年間で1,313軒の空き家が増えています**



### Q15 空き家所有者へはどのような対応を実施したか

**A15** 空き家所有者に対して相談窓口が記載されたパンフレットの配布や富山市空き家対策官民連絡会議が主催する無料相談会の開催案内を送付した

**POINT** 野村総研が調査した今後の空き家の推移では、令和15年には全国の**空き家率が30.2%になると推計**されています



### Q16 その相談会の実績について問う

**A16** 相談会を2回実施した。1回目は令和4年1月28日に岩瀬カナル会館で実施し29名の参加があった。2回目は、同年2月10日に大沢野生涯学習センターで開催し23名の参加があった

**POINT** 富山県宅建協会さんでも年間を通して実施しておられ、昨年は39件の相談があったとのこと。一方で富山市は2日で52件の相談がありました。空き家で困っている市民がいかに富山市に助けを求めているかがこの数字からよみとれます。相談会をネット環境で行えば更に相談者のニーズに応えることができますよね。更に相談しやすい環境になるよう働きかけてまいります



### Q17 富山市は空き家に対して、どのような姿勢で向き合っているか

**A17** 空き家は個人の財産であり、第一義的には所有者自らが周辺の住環境に悪影響が生じないよう常に適切な管理が行われるべきものと思っている。一方でまちづくりの観点から地域の抱える問題のひとつと認識している。今後も地域と連携し空き家予防や利活用に努めていく

**POINT** 空き家はあくまでも個人の所有権のもとに構成されているものであり、富山市が個人の所有財産についてはなんら関与しないということは当然です。一方で、だからといってその状況をずっと放置し何の対策もせず、5年前の調査から4割増加の1,313軒の空き家が増加したという事実について富山市はしっかり向き合うべきです。空き家は社会全体の問題であり、様々な法規制が足かせとなっています。空き家の課題を解決するため個人の所有財産の処理に対する横断的な法改正を働きかけてまいります

### Q18 空き家情報を不動産業者に提供しビジネスしやすい環境を創出することによって空き屋の発生を抑制することができる考えるがどうか

**A18** 所有者に関する情報や所在地情報は個人情報や防犯上の観点から所有者の同意を得ずに情報提供することはできない。空き家の所有者の相談には空き家対策官民連絡会議で連携する不動産団体につないでいる

**POINT** 今の仕組みは連携する不動産団体やその他の事業者からも再構築するべきとの声も強くあがっています。空き家発生原因の1位は相続です。相続により親から住宅所有権が移転されどうすれば良いのか迷っているうちに放置につながるケースが多くみられます。まずは行政からのアプローチが必要です

**Q19 市街化調整区域の空き家の状況は**

**A19** 令和2年度に行った空き家調査により、市全域の空き家7,049軒の16%にあたる1,101軒を把握している

**Q20 都市計画法上の規制がある調整放置されるケースが増加している。国交省はH28年に開発区域の空き家が放置されるケースが増加している。国交省はH28年に開発許可制度の運用を弾力化する指針を示した。富山市はどう対応しているか**

**A20** 富山市はこれまでも市街化調整区域の基準に照らし合わせ既存の住宅から集落に必要な店舗や農家住宅から一般住宅への用途変更を行ってきた。H28の国交省から開発許可の運用を弾力化する技術的な指針が発出されたが、これまで1件も申請がない。今後において申請された場合は富山市の都市マスタープランと整合性がとれるものであるか精査し判断していきたい

**Q21 空き家の除却を望む空き家所有者の耳の痛い話だが、令和4年4月1日からアスベスト飛散防止にかかる『大気汚染防止法』の改正がなされた。その概要について問う**

**A21** 床面積80㎡以上の建築物解体や請負代金100万円以上の建築物改修など建築物の解体などを対象としてアスベストが含まれているかを工事着工前に行政機関に報告することが義務化された



**POINT** 当該法改正により、一般住宅を解体する場合においても事前調査の対象となる。調査だけでも30万円内外の費用がかかるとされており、空き家の除却を考えている方々にとって更に資金的なハードルが上がることになりました

**Q22 空き家の除却を考えている空き家所有者に対し、現在、富山市が実施している除却補助はどのようなものか**

**A22** 空き家の除却後の跡地をポケットパークやコミュニティガーデンに整備する場合、空き家の除却工事に要した費用の、4 / 5、160万円を補助している



**Q23 除却補助の実績はこれまでに何件あったのか**

**A23** 4年間で1件です.. (汗)

**POINT** 補助した件数が少ないことを指摘したいのではなく、この要件が現状に合っていないことが問題の所在です。国は補助要件の見直しを令和元年度に実施し『除却後の跡地が地域活性化のために供する要件を廃止する』としました。しかしながら富山市は従前の補助要件を変更せず、今に至っている。従前要件を維持しているのは富山市のほか1都市のみ!



空き家はまずは中古流通市場に乗せること所有者が除却を判断した場合は除却を後押しする制度の見直しが必要!

**Q24 空き家の除却補助の条件見直しについて今こそ検討するタイミングにきている**



**A24** 他都市の事例として、群馬県前橋市では旧耐震基準の住宅を除去する場合、除却工事費の一部を補助している。また、神奈川県横須賀市では市の職員が空き家を確認し老朽度を点数化し、その点数によって除却費の補助額を決定している。秋田県秋田市では特定空き家に対し補助している。今後、人口減少の進行などにより空き家問題が更に深刻化すると考えられることから他都市を参考にしながら空き家の除却に対する補助制度について検討していきたい

空き家問題について引き続き問題提起していきます!

**【国土交通省】開発許可制度運用指針の一部改正(既存建築物の用途変更の運用の弾力化)**

市街化調整区域における建築物の用途変更について、空き家などの既存建築物を地域資源として既存集落のコミュニティの維持や観光振興等による地域再生に活用する場合に、許可の運用の弾力化を可能とする技術的助言を発出

背景・必要性

人口減少・高齢化の進行により市街化調整区域における空き家の発生、コミュニティの維持困難や地域活力の低下等が課題

空き家となった古民家などを地域資源と捉え、既存集落のコミュニティ維持や観光振興等による地域再生に活用したいという要請

適法に建築された既存建築物は周辺に一定の公共施設等が整備され、新たに行う開発に比べ周辺の市街化を促進するおそれは低い

地域再生など喫緊の政策課題への対応であり、市街化調整区域において実施するやむを得ない事情が認められる

市街化調整区域における既存建築物の用途変更の弾力化

改正概要

弾力化の対象とする用途類型

①観光振興のために必要な宿泊、飲食等の提供の用に供する施設

現に存在する古民家等の建築物自体や、その周辺の自然環境・農林漁業の営みを地域資源として観光振興に活用するため、当該既存建築物を宿泊施設や飲食店に用途変更する場合

②既存集落の維持のために必要な賃貸住宅等

既存集落においてコミュニティや住民の生活水準の維持を図るため当該集落に存する既存建築物を移住定住促進を図るための賃貸住宅、高齢者住宅等の福祉増進を図るためのグループホーム等に用途変更する場合

※許可に当たり考慮すべき事項

・都市計画区域マスタープランや市町村マスタープラン、地域振興、観光振興等に関する方針や計画等と整合していること

※既存建築物の要件

・転用目的の開発防止するため、用途変更の対象となる既存建築物について、相当期間適正に利用されたこと(10年程を目安)などを総合的に判断すること

POINT

市街化調整区域は昭和46年の都市計画に基づき、これまで富山市のまちづくりを支えてきました。一方で時代の流れや住環境の変化によって当時の都市計画への理解や地域間の開発基準に対する温度差も色濃くなっています。人口減少を背景とした将来のまちづくりを論じていかななくてはなりません

市街化調整区域内の物件が利活用されることにより当該地域活性化の一助になるものと期待しています